

「社会・地理歴史科教育法」における情報機器及び視聴覚教材活用の試み

奈須 恵子

はじめに

筆者の担当する「社会・地理歴史科教育法」¹⁾では、毎年度秋学期の「社会・地理歴史科教育法2」の中で受講者に教材づくりとその模擬授業形式での発表の課題を出している。その際、いくつかの教材づくりのテーマ(条件)の中から選択するようにアナウンスし、絵画資料、地図・統計資料、実物教材などと並んで視聴覚教材も入れてきた。選択は任意であり、つねに絵画資料を選択する受講者が一番多くなるが、毎年度2名程度は視聴覚教材を選択してきた。また、同じく秋学期の「社会・地理歴史科教育法演習1」の模擬授業で、視聴覚教材を採り入れる試みも散見された。後述のように、現状の本学の教室の設備・機材によって、可能なことと不可能なことがあり、模擬授業より前に機材の動作確認などの予行演習をすることを推奨し、当日の突然の機材トラブルに備えた次善の策を用意しておくことなども含めてアドバイスしてきた。

こうして、これまでの受講者による視聴覚教材を活用した模擬授業の試みが徐々に蓄積するとともに、実際の中学校、高等学校での情報機器設備導入の急速な広がりによって、教育実習で情報機器を活用したり、情報機器を使って視聴覚教材を活用したりする(あるいは活用することを求められる)教職課程履修生も増えてきている。このような状況も念頭において、今年

度(2018年度)の「社会・地理歴史科教育法」では、情報機器を用いた視聴覚教材の活用(デジタルコンテンツの活用)について、受講生とともに検討する時間を2回ほどかけて行うこととした。以下、その試みについて述べていく。

1. 学習指導要領に示された情報機器の活用及び視聴覚教材の活用

上記のように、本学から教育実習生として中学校、高等学校に行く教職課程受講生から、自身が中・高生だった頃には全く経験していない、情報機器を活用した授業が行われているといった実習レポートが見られ、また筆者自身が実習学校訪問した際に、実習生の授業で情報機器の活用事例を見るようになったのは、ここ2、3年のことである。情報機器の普及の度合いを示す数値化したデータやその政策的背景、財政上の措置などの分析については、もう少し時間が経過した時点での調査・研究を待つことが必要であり、現時点での筆者の断片的経験のみで語ることは慎重にならなくてはいけない。しかし、あえて実感を記すのであれば、2017年と2018年に告示された新たな学習指導要領の発表前から、情報機器をめぐる学校の環境は音を立てて変化してきているように思われる。

他方で、2019年現在はまさに変化の最中であり、公立の場合は自治体によってかなり相違し、また公立と私立学校の間や私立学校間の情

報機器の整備状況にかなり大きな相違があるのも確かなことであると思われる。電子黒板とプロジェクターの各教室への設置がなされている学校もあれば、インターネットと接続できるPCが各教科教室など限られた教室に1台ずつのみ設置されているといった学校もある。私立学校では、生徒1人1台ずつiPadを支給する学校が急速に増えている。

しかし、中学校、高等学校における情報機器の活用や視聴覚教材の活用については、2017年(平成29年)3月告示の中学校学習指導要領、2018年(平成30年)3月告示の高等学校学習指導要領で新たに提示されたわけではない。この(現時点での)新学習指導要領においてさらに強調されるに至っているが、既に、現行の2008年(平成20年)3月告示、2010年(平成22年)11月一部改正の中学校学習指導要領、2009年(平成21年)3月告示の高等学校学習指導要領でも示されている。

例えば、現行中学校学習指導要領「総則」では、「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」2-(10)で「各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」²⁾とされ、新中学校学習指導要領「総則」では、「第3 教育課程の実施と学習評価」1-(3)で「第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用する

ために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」³⁾と記されている。このように見るならば、情報機器の活用及び視聴覚教材の活用は、現行学習指導要領での方針からの継続であり、なおかつさらに推進されるべき項目となる。

ただし、新学習指導要領で、「情報手段を活用するために必要な環境を整え」ることが明記されている点は注目に値する。これが明記されているということは、現状においては、環境整備の点に課題が多く見られるということを示しており、現行学習指導要領には見られなかった「必要な環境」の整備が具体化されたことになる。この2、3年の急速な変化は「必要な環境」の整備が現在進行形になっていることの端的なあらわれだと考えられる。

中学校社会科、高等学校地理歴史科の分野や科目の内容に絞ってみるならば、情報機器の活用や視聴覚教材の活用という文脈において、新学習指導要領で新たに登場したのは、「地理総合」「地理探究」という地理系科目におけるGIS(地理情報システム)の指導の明記と、「日本史探究」の「内容の取扱い」での「デジタル化された資料の活用」である⁴⁾。これらの活用については、また別途検討を行い、筆者の担当する「社会・地理歴史科教育法」でも扱っていくこととしたいが、まずは、現行学習指導要領から新学習指導要領へと、情報機器の活用及び視聴覚教材の活用というポイントが継続していることを確認しておきたい。

2. 受講生による情報機器の活用及び視聴覚教材活用の事例と実践的検討の試み

1) 先輩の事例紹介

情報機器を活用するための「必要な環境」の整備は現在進行形であり、これから数年間でも整備状況は大きく変化するであろう。しかし、重要なことは、現時点において受講生が4年次に教育実習を行う際の実習校の環境整備状況は一律ではなく、実習校によって可能なこと不可能なことの幅がかなり大きくなっている、という事実である。どのような環境整備状況であってもフレキシブルに対応できる心構えと基本的な力量を身に付けられることを意識して本年度の授業を行った。まず第一に、先輩が実際の教育実習の中で行ってきた情報機器の活用及び視聴覚教材活用の事例を、いくつか紹介した。第二に、そうした先輩の事例の中から、比較的（これもすべての実習校で可能な環境とは言えないだろうが）現状の中学校・高等学校の設備でも可能性のあるやり方によって、受講生にも情報機器の活用及び視聴覚教材活用を模擬的・実践的に検討する課題を出した。

「はじめに」でも触れたように、これまでの「社会・地理歴史科教育法」の中でも、模擬授業の際、視聴覚教材を用いる受講生は10数年前から毎年度複数名いて、DVDなどであれば、どこをどのように使って教材とするのかの吟味が必要であることを、他の受講生とともに検討してきた。そのようなビデオやDVD/Blu-rayの再生機器があれば活用できる視聴覚教材に加えて、情報機器を用いた視聴覚教材活用の模索が始まったのはやはりここ2、3年のことである。

実は7、8年前に教育実習で「世界史」を担当した実習生が、実習校で教員の手もとにあるタブレット端末を教室のスクリーンに映し、地図や絵画史料のポイントをピンチアウトするなどして活用したという話をきき、「社会・地理歴史科教育法」の中で再現してもらおうとしたのだが、当時の本学の教室設備上の条件（端末のバージョンの不一致）によって実現できなかった。

そのような中で、本学の現状の教室設備でも技術的に確実に可能なことを思案していたところ、2017年度の教育実習訪問で、当時経済学部4年生だった南部文さんがNHK for Schoolのクリップ集の素材を効果的に用いた研究授業を行っているのを参観する機会を得た。南部さんに依頼して、その年度の「社会・地理歴史科教育法」の中で、その教育実習の授業を再現してもらった（中学校社会科歴史的分野の「アジアと太平洋に広がる戦線」の単元の「終戦後の国民生活について」を扱う1時間。公立中学校の3年次の授業）。この南部さんの授業では、生徒各自に配布する文字資料、写真資料、グラフなどをとりいれた資料プリントと、グループワークに用いるワークシートなど、様々な教材を組み合わせる授業を構成しており、その中の一つの教材としての視聴覚教材をどのように活用するに至ったのかというプロセスについても紹介してもらった。

2017年度の南部さんの取り組みについては、本年度（2018年度）の授業の中でも筆者が紹介した。その上で、本年度の受講生には、NHK for Schoolのデジタルコンテンツを授業の中で用いることを検討する課題も新たに出す

ことにした。これは次節で具体的に見ていくこととする。

2018年度には、新たな先輩の事例紹介として、2018年度の教育実習において、実習校での情報機器を活用した歴史の授業をおこなった文学部4年の大杉昂聖さんに、その授業を紹介してもらった。大杉さんの実習校は私立の中高一貫校で、2017年度の新入生から1人1台のiPadを導入した学校であり、iPadを活用した授業を推進する指導教諭の先生のもとで、大杉さんも情報機器の活用及び視聴覚教材の活用を意識した授業に積極的に取り組んできていた。秋学期の「社会・地理歴史科教育法」で事例紹介をお願いした授業は、中学校社会科歴史的分野の「中国にならった国家づくり」の単元の「律令国家をめざして（～白村江の戦い）」を扱う1時間（1年次の授業）であった。絵画資料、地図、家系図などの視覚教材をkeynoteを使ったスライドで表示して活用する授業であり、そのスライドと生徒のワークシートなどについても紹介してもらった（紹介の際には、本学の機材の条件上、keynoteを使ったスライドをPowerPointを使ったスライドに変更したものを使用してもらった）。本来の大杉さんの授業では、生徒たちがグループワークの結果をGoogleフォームで提出するところまで行われていたのであるが、これについては機材、設備の条件上再現することはできないため、概要のみ口頭で紹介してもらった。

視覚教材をPowerPointを使って表示し、活用することは、本年度の受講者の模擬授業でも何人も見られ、実習校でもそのような授業の工夫が設備上可能であり、求められるケースも

多くなることだろう。他方で、生徒1人1台のiPadなど、タブレット端末導入・普及についてはかなりの違いが予想される。条件として可能であればどのようなことができるのかを、受講生たちの先輩にあたる大杉さんの事例紹介で、まずはイメージ喚起してもらうことをめざした。

2) 本年度の受講生による視聴覚教材活用事例

－NHK for School 上の映像教材活用の試み－

筆者が本年度担当した秋学期の「社会・地理歴史科教育法演習1」は、履修者が10名であった。1人ずつの模擬授業をひと通り終え、冬休みに入る直前の回に、予告として年明けの授業で、デジタルコンテンツであるNHK for Schoolの映像教材を用いた授業を各自試してみることをアナウンスした。その際、NHK for School上での映像教材の探し方についても、10ミニッツボックスとクリップ集から、中・高の社会科（地理歴史科、公民科）に関わる映像教材をどのように見つけるのか、いくつかの方法を説明した。あわせて、スマートフォンのアプリケーションでNHK for Schoolをダウンロードしておく、スマートフォン上でも簡単に視聴できることも説明した。

予告した内容は、2019年1月8日の授業で実施し（欠席などがあり、当日、授業をフルに受講した学生は8名）、発表は1月8日から1月15日にかけて続けて行った。最初に、【資料1】に示した説明レジュメ（A4判1枚）と【資料2】の項目をワークシート（A3判1枚）として配布した（【資料1】～【資料3】は本稿の文末に掲げた）。結果として、【資料1】に

あげたステップ1に30分かかり（予定では25分）、ステップ2と3で計25分、ステップ4の発表に1月8日の残りの時間すべてと1月15日の前半30分程度をかけた。ステップ4の発表の際には、選んだ映像教材を教室備え付けPCで映してみんなで視聴し、【資料2】に示したワークシート中の①～④についての発表もあわせて行った。

ステップ1の作業では、受講生は各自のスマートフォンあるいは、自身のあるいは学内のメディアセンターなどで借り出してきたPCを使って映像教材の検索と選択を行ったが、取り組み後の感想でも指摘されているように、自分の授業をする単元・時間をあらかじめ決めてしまうと、案外該当するところの適切な素材が存在せずに苦労することになり、映像教材先行で授業の組み立てを考えたほうがやりやすかったという意見が多かった。結果として、受講生が選択した映像資料（デジタルコンテンツ）のタイトルと自分の想定する1時間の授業タイトルは【資料3】の通りである。

受講生には発表の際、選択した映像教材について、ワークシートの「使用する際のポイント」の④（「この教材を使用した場合、使用しない場合と比べてどのような効果が期待できますか？」）についてできるだけ具体的に説明するように促した。

例えば「鎌倉文化」を扱うとして受講生は、2つの映像教材を見つけ、文字情報や絵画資料ではよく出てくるが実際の動画として見ることはなかなかないであろう時宗の踊り念仏の映像を見せるところがポイントになると説明した。また、社会科歴史的分野の「律令国家における

人々の暮らし」という1時間の中で映像教材を活用することを予め決めていた受講生は、中学校社会科用としてあがっているクリップ集には適当なものを見つけることが難しく、結果として小学校6年生用としてあがっているクリップ集のほうが、自分の想定している授業と教材としてはより合致していると判断したという。「東京大空襲」を選んだ受講生も、先に、日本史Bのアジア太平洋戦争を範囲とする単元の中で「戦局の悪化と国民生活の崩壊」を扱うことを決めており、クリップ集の「東京大空襲」の映像と音声での説明のわかりやすさや、そこから生徒への問いかけを出すきっかけをつくりやすいことを、その映像教材を選んだ理由としてあげていた。

教育実習で世界史を担当する予定の受講生たちは、世界史での映像教材を探しに組み込んだが、NHK for Schoolでの映像教材には、残念ながら「世界史」というカテゴリーは設けられていない。そのため、半ばやむを得ず、クリップ集で「社会」「中・高」というカテゴリーでヒットするものの中から、高校の「現代社会」、「政治・経済」、「地理」などで扱う内容とも重なり、またその内容を含み込んだ現代史の範囲を選ぶこととなった。そして、映像教材を活用して、「旧ユーゴスラビア」を扱う授業や、「難民問題」を扱う授業のアイデアを導き出していた。確かにNHK for Schoolには高校「世界史」カテゴリーは設けられていないが、現代史に関わる授業では（現行の学習指導要領上の科目でいうならば世界史Aでも世界史Bでも）、効果的に使い得る素材が散見されることを、今回、受講生たちが苦労して探し出す過程をみて、筆者も初

めて気づかされた。

その映像教材を用いることで、用いない場合と比べてどのようにより効果的なのかという見直し（予想）までは、参加した受講生がそれぞれ検討に入ることができていた。ただし、今回、予告はしたものの宿題とはせずに60分弱程度というかなり限られた時間でのワークであったため、具体的にどのように使うのか、どのような説明や発問をするのかというところまでの検討はなかなか難しかったと考えられる。しかし、そうした中でも、かなり具体的な授業の組み立てまで考えた受講生もいた。

社会科公民的分野の「国民の代表を選ぶ選挙」で、クリップ集「国会議員の選挙」を用いるとした受講生は、映像での小選挙区制と比例代表制の説明のところであったんストップさせ、それを言葉で説明して板書もするなど、その映像教材で一番見せたいところを意識した活用を考えていた。さらに、映像を見終わったところでのワークとして、小選挙区制と比例代表制での選挙についての例題を課すとしていた。強調点や注意喚起すべき箇所、補足説明などまである程度見通したアイデアを組み立てることができていた。

そして、社会科地理的分野の「アフリカ州」についての映像教材を探した受講生は、ひとまず今回の課題の中では、10min. ボックス地理の「世界の国々 アフリカ州」を選択したが、そのより効果的な活用の仕方として、フィクション作品との組み合わせというアイデアを披露した。それは、「もしも」と「現実」の「アフリカ」というタイトルのアフリカの課題と展望を扱う1時間の授業で、アフリカを舞台に

(近)未来を描いたフィクションの映像作品の一部分と、ノンフィクションの映像教材である上記10min. ボックスの一部分の両者を生徒に視聴させ、レアメタルなどの地下資源の存在と、それがその地域社会にもたらす様々な問題・課題に関するいくつかのワークを行うというものである。この受講生は、すでに秋学期にアフリカ州の課題と展望についての模擬授業を行い、フィクション作品の一部分を教材として用いるアイデアを発表していた。10min. ボックスに登場する（フィクションではない）アフリカの自然や都市の様子を映しだした画面と、フィクション作品の描く自然や（近）未来都市の映像が実はかなり似ているところから思いついたアイデアだという。「もしも」と「現実」といった視点で、生徒に考えさせる授業は、確かに映像教材を組み立て、組み合わせしていく可能性の一つとして注目すべきものである。

3. 社会科・地理歴史科における情報機器及び視聴覚教材活用の可能性と課題

NHK for School 上の映像教材を授業の中で活用することを検討した受講生たちの反応、指摘も踏まえて、社会科や地理歴史科の授業で、情報機器を用いた視聴覚教材活用の可能性や注意すべき点について考えてみたい。

今回の受講生たちの説明や感想でも多く見られたように、教材として視聴覚に訴えかけるインパクトは確かに大きい。NHK for School 上の映像教材は、まさにデジタルコンテンツとして編集してコンパクトに作られたものであり、わかりやすく短時間で多くの情報を効果的に伝えることが可能な教材となっている。さらに動

画であるという特性によって、文字情報や静止した絵画資料では得られない情報量を内包している場合もある。

しかし、同時に受講生たちからのワーク後の感想で指摘されていたのは、教える側にとっては視聴覚教材は便利で魅力的に思えるが、多用すると見る側（生徒側）が受動的になり、上手な使い方をしなければ、学習効果が（視聴覚教材を使わない場合よりも）却って低くなるおそれが高い、ということである。

当然のことながらどのような教材を用いる場合でも、その教材を使わない場合と比べて、その教材を使うことによってどのような効果を期待できるのかを検討しておくことは、事前に授業の構成を考える場合に必須となる。通常の再生機器を用いた視聴覚教材の使用でも、情報機器を用いた視聴覚教材の使用でも、最も重要なことは、今回のワークのポイントにもあげた「この教材を使用した場合、使用しない場合と比べてどのような効果が期待できるのか」を吟味しておくことである。

受講生たちが自身で気づいていたように、視聴覚教材は、一見すると便利で使いやすく、教員は使いたくなりがちであるが、生徒が受動的になりやすい教材でもあり、使用する場合には、教員が使い方に関わり意識的な工夫をすることを要する教材である。授業で扱う予定のある事項について、視聴覚教材という選択肢とそれ以外の教材という選択肢の両方があった場合に、例えば、短時間の動画の視聴覚教材を見せたほうが理解が進むと判断するのか、静止画である絵画資料（写真資料などを含む）を少し時間をかけて生徒が見るというワークを設定し、そこ

から発見したことをもとに授業を進めていくほうが効果的と判断するのか、教員はその都度、検討をすることが求められる。

仮に、視聴覚教材を使うという判断をした場合でも、授業を準備し、実際の授業を行うにあたって、以下のポイントをおさえておくことは不可欠であろう。

①授業の使用教室の条件を検討しておくこと。

使用する教室の採光・調光の条件や通常の生徒の座席配置を踏まえて、モニターやスクリーンなど教材を映し出す画面の見えやすさ・見えにくさを念頭においておくことが必要である。同じ範囲の授業を3クラスで受け持つとして、3つの教室の採光は完全にはならない。天候や時間帯によって、ある教室ではカーテンを閉めることが必要になるかもしれない。また、通常の生徒の座席配置では、画面が見えにくい座席が出てしまう場合には、画面を見る時だけ座席の位置を移動させる指示が必要となる。ある程度まで事前にどこまでどのように移動させるのかの指示を具体的に考えておいて、授業当日にその場で、生徒に見えるかどうか声かけして確認をしたい。

②生徒に漫然と視聴させない仕掛けを用意すること。

これは、視聴後のワークと組み合わせて視聴覚教材を使用するということである。まずは、視聴覚教材を使用する場合、視聴開始前に、視聴時間がどれくらいの長さになるのかを明確にし、視聴後にワークをすることをアナウンスする。ワークは1人で行うものもあれば、複数で

行うものもあり得るだろう。ワークはできるだけ具体的な問いを用意しておきたい。例えば、“これから見る1分30秒の映像の中で、説明されていることをしっかり見て、聴いて、見終わったところでワークシートの質問事項に記入します”などと、基本事項を書きとめるように指示することや、“これから見る2分間の映像の中には、ある歴史的な事件の時の様子を撮影した映像が含まれています。見ていて気になったところ、あれは何だろうと不思議に思ったところを1人最低2つは見つけてください。それを各自メモして、次のグループワークに入ります”といったワークの見通しを具体的に、視聴前に生徒に明らかにしておくことが大切になる。

③生徒の手もとに残るもの（プリント）を用意すること。

生徒が漫然ではなく、集中力をもって視聴でき、授業中のワークに積極的に取り組むことができたとしても、後から振り返って思い出せないようでは、学習の定着という点で問題である。視聴覚教材を生徒自身がもう一度見ることはできないにしても、どのような視聴覚教材を視聴し、何を学習したのかということを出せる手がかりが手もとに残っていれば、定期試験の前の各自の振り返りで生徒は思い出せることが可能である。上記のようにワークをおこなうプリントを用意し、それが生徒の手もとに残るようになれば、自ずと手もとに残ることになるだろう（いったん教員が回収してチェックし、コメントしてから返却ということもあり得るだろう）。いずれにせよ、視聴覚教材を授業で1回視聴して終わりではなく、生徒自身が振り返り

学習をする時に、視聴したことやワークを思い出せるようなものを、教員は準備しておきたい。

④その教材のもつ限界・限定性を踏まえて、補足する説明内容を用意しておくこと。

これは例えばNHK for Schoolの場合に、「世界史」カテゴリーが設定されていないことや、ある単元のある部分については素材があがっているものの、自分が求めている部分については素材があがっていないといった、その教材群のもつ特徴と限界ということだけではない。むしろ、その視聴覚教材を使うことを選択するか否かという検討の時点でも十分に検討しておくことが必要なポイントとなるが、その視聴覚教材を生徒が視聴することによって、却って柔軟な発想の可能性を狭めてしまうおそれがあることについてである。文字資料の教材には、読み手に様々な想像力を発揮させる余地が比較的多く存在している。他方、NHK for School中の映像教材のように、編集して教材用に作られたものは、その映像や映像とともに流れてくる説明がわかりやすい分、その映像とその説明以外の可能性を発想させる思考力を鈍らせるおそれを常に内包していると言えよう。教員は、あらかじめ、その視聴覚教材の説明では不十分なところや、映像として登場しないけれども重要だと考えられる事項の存在を補って説明することが必要となる。どの教材を用いる場合でも史料批判の視点は不可欠であり、相対化してとらえることや、限界を知っておくことが欠かせない。視聴覚教材についても（そして、視聴覚教材だからこそ）、相対化し、限界を知った上で活用することが肝要である。

おわりに

情報機器を活用すること、そして視聴覚教材を活用することは、現行学習指導要領のもとでも示されており、新学習指導要領に移行する中で、「必要な環境」整備がさらに加速していくことであろう。

しかし、情報機器を用いた視聴覚教材の活用ができる環境が整備されたとしても、やみくもに多用するのであれば学習効果はあがらないだろう。これは今年度の受講生たちが指摘している通りである。活用するということは、多用するというのではなく、工夫された活用をするということである。学生たちに紹介した教育実習で経験した先輩たちの事例は、いずれも様々な準備と工夫がこらされていた。NHK for School 上の教材を活用した授業を考えてみるというのは今年度が初の試みであったが、今後の「社会・地理歴史科教育法」の中では、工夫された活用の仕方を具体的に検討していく機会をさらに増やしていければと考えている。

実は、5、6年前、筆者の担当する秋学期の2つの「社会・地理歴史科教育法」で、それぞれ模擬授業形式の発表のあたっていた1人の受講生から、同じ範囲を異なる教材で試してみたいという申し出があった。他の受講生も多くのメンバーが重なっていたので、両方の教材を試して、両方を見た他の受講者からコメントをもらうことになった。そのうちの1つの授業では動画の視聴覚教材を用い、もう1つの授業では静止画である写真をA3判の大きさに拡大したものを教材としていた。事前の予想では、動画の視聴覚教材のほうがわかりやすいといったコメ

ントが多くなるのではないかと、発表した本人も筆者も考えていた。しかし、実際には動画の映像よりも静止画の写真のほうが、わかりやすい、興味をひきやすいといったコメントが多く寄せられた。他の要素も考慮に入れる必要はあるだろうが（日程として動画の模擬授業が先、写真の模擬授業が後だった）、教材の吟味、使い方の工夫が如何に重要かを筆者が実感する貴重な機会ともなった。

このように、同じ範囲を異なる教材で組み立てて模擬授業をし、比較検討するといった課題を、受講生全員が実践的に経験できるようにすることも、今後の「社会・地理歴史科教育法」の中で実現していきたい。

さらに、上記3.でも指摘したことであるが、視聴覚教材を用いることによって、却って失われる恐れのある生徒の想像力の自由さ、発想の広がりを促すことについても、考えていくことが不可欠であろう。その視聴覚教材について、教員がそれを無謬のものとして無批判に用いる場合と、史料批判・吟味の視点を持ち、どのような立場から編集された教材であるのかということを理解し、教材の資料としての限定性や登場してこない事柄の存在を意識した上で、教員が用いる場合とでは、教材としての意味合いは大きく変わってくる。便利に使いやすいと思われる教材であるからこそ、慎重に用いること、慎重さをもって活用していくことがより強く求められていると言えよう。

[付記] 本稿は、2018年度の「社会・地理歴史科教育法演習1(A)」の履修者のみなさんの協力に多くを負っている。2018年度の履修者

のみなさんのコメントや指摘から、筆者も多くの刺激を受けた。それぞれのお名前は出さないが、ここに記して感謝したい。また、特に先輩の事例報告として、2017年度卒業生である南部文さん、2018年度4年生の大杉昂聖さんには、本稿にそれぞれお名前を出すことも快諾していただいた。お二人にも重ねて感謝したい。

【註】

1) 2018年度現在、本学の教科教育法は3年次以上の必修であり、「教科教育法1」（春学期2単位）と「教科教育法演習1」（秋学期2単位）は、中・高免許取得希望者すべての実習前年度先修科目、「教科教育法演習2」（通年集中2単位）は中学校免許取得希望者の実習前年度先修科目、「教科

教育法2」（秋学期2単位）は3年次あるいは4年次で必修科目となっている。従って、教科教育法の受講生は大部分が学部3年生である。

2) 文部科学省『中学校学習指導要領 平成20年3月告示 平成22年11月一部改正』（東山書房、2011年）。

3) 文部科学省『中学校学習指導要領 平成29年告示』（東山書房、2018年）。

4) 文部科学省 HP「高等学校学習指導要領解説 地理歴史編」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/08/29/1407073_03_1.pdf (2019/2/28 アクセス)。

【資料1】 課題説明レジュメ (抜粋)

《課題》NHK for School から映像教材を探して、自分の授業に組み込むこと&教材としての使い方について試してみよう！

◇ステップ1：

以下のⅠかⅡ、どちらでもよいので自分で決めて、まずは各自作業をしてみましょう。

Ⅰ. 自分の授業をする単元・時間を決めて、その中で、映像教材を効果的に使用することを考え、試してみます。

Ⅱ. 映像教材を見た上で、それを活用できる単元・時間（少なくとも時間）を決めて、その中で映像教材を効果的に使用することを考え、試してみます。

◇ステップ2：

ステップ1で試してみたこと、アイデアを、グループの中で発表しあいます。

◇ステップ3：

グループの中で、より効果的な使い方や、注意すべきポイントはどこであるか、どのような事前アナウンスや補足情報を教員側が用意すればよいのかなどを検討します。

◇ステップ4：

できれば、何名か、クラス全体の前で実演的に発表します。

【資料2】ワークシートの記入項目

- 選んだ映像教材のタイトル
ex. クリップ集「中学・高校 EUの通貨と国境」
10min. ボックス日本史「室町幕府と民衆の成長」scene06「人々の暮らしのにぎわい」
など、具体的に記載。
- 上記の映像教材を用いる授業（分野・科目・想定される学年・想定される単元名、
可能であれば想定される授業のタイトル）
- 上記の映像教材を使用する際のポイント
 - ①この教材を見せる際、生徒に対して事前にどのようなことをアナウンスしますか？
 - ②この教材を見せる際、生徒に対して途中でどのようなことをアナウンスしますか？
あるいは、アナウンスしませんか？
 - ③この教材を見せた後、生徒にはどのような問いかけ（発問）をしますか？
あるいはどのようなワークを課しますか？
 - ④この教材を使用した場合、使用しない場合と比べてどのような効果が期待できますか？

【資料3】受講生によるNHK for Schoolからの選択映像資料と想定する授業タイトル

- 10min. ボックス地理「世界の国々 アフリカ州」⇒中社地理／
単元「アフリカ州 3 アフリカの課題と展望」／「“もしも”と“現実”のアフリカ」
- クリップ集（小6）「奈良時代の人々の暮らし」⇒中社歴史／
単元「律令国家での暮らし」／「律令国家における人々の暮らし」
- クリップ集「国会議員の選挙」⇒中社公民／
単元「民主主義と日本の政治」／「国民の代表を選ぶ選挙」
- ①10min. ボックス日本史「鎌倉・室町文化」scene04 新しい仏教（1）scene05 新しい仏教（2）
+②クリップ集「新しい仏教」⇒高校日本史B／単元「中世社会の成立」／「鎌倉文化」
- クリップ集「東京大空襲」⇒高校日本史B／
単元「第二次世界大戦」／「戦局の悪化と国民生活の崩壊」
- クリップ集「旧ユーゴスラビア」⇒高校世界史B／
単元「社会主義社会の変容とグローバリゼーションの進展」／「冷戦の爪痕」
- クリップ集「難民」⇒高校世界史B／単元「現在の世界」／「難民問題」

※左から順に選択映像資料のタイトル⇒想定される分野・科目／単元名／想定される1時間の授業のタイトルである。中学校社会科地理的分野は中社地理という形で略記した。

※※残り1名は、想定していた世界史Bの「ベトナム戦争」を扱う単元について、自らの求める映像教材はNHK for Schoolでは探したが見つけれなかったとして、「公民権運動とベトナム戦争－音楽による市民の抵抗－」という視聴覚教材を用いた授業アイデアを発表した。